

令和7年度 事業選定方針及びプロセスについて

令和7年10月7日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）における官民競争入札又は民間競争入札（以下「法に基づく入札」という。）の対象となる公共サービスは、法第7条に基づき閣議決定される公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）に定めている。

来年度以降の基本方針に反映するための令和7年度における法に基づく入札の対象となる公共サービスの選定（以下「事業選定」という。）に関する作業は、基本方針並びに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）が了承した本方針及びプロセスに基づき実施するものとする。

2. 令和7年度事業選定における基本的な考え方

厳しい財政事情の中、法に基づく入札を導入することは、監理委員会の関与により、透明かつ公正な競争の導入が図られ、もって、公共サービスの質の維持向上及び経費削減に資することから有効な手段である。

よって、今年度においても、行政事業レビュー等の各種取組と連携しつつ、一者応札、継続受注などにより、競争性等に課題・問題のある事業について、国の行政機関等に対して改善を要請するとともに、法に基づく入札の導入を求ることとする。

令和7年度は、昨年度に引き続き、各府省等に対して、自らが実施する事業について、法に基づく入札の対象となる公共サービスの選定作業の依頼を行う。

3. 監理委員会の役割

事業選定プロセスの透明性及び公正性を確保するため、事業選定に関しては、外部有識者から構成される監理委員会が調査検討等を行うこととする。総務省は、国の行政機関等から提出された仕様書等の関係資料に基づき、監理委員会の公共サービス改革小委員会におけるヒアリングの対象候補となる公共サービスの候補を監理委員会へ報告することとする。監理委員会は当該候補について調査検討等を行い、令和7年度のヒアリング対象候補の事業及び8年度以降のヒアリング対象候補の事業（改善を要請する事業）を決定し、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

4. 事業選定の方針

(1) 基本方針における事業選定の方針

基本方針における事業選定の方針は、以下のとおりとされている。

公共サービス改革基本方針（令和7年6月24日閣議決定）（抄）

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第2節 公共サービスの改革に關し政府が講ずべき措置

1 対象公共サービスの選定

(3) 本年度の事業選定の方針

本年度の事業選定に当たっては、国の施策や事業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、既に民間委託が行われている事業も含めて、以下の事業を選定することとする。

- ① 長期間にわたり同一の民間事業者が継続して受託しているなど、競争性の改善が見受けられない公共サービス
- ② 事業者の決定に当たって総合評価落札方式を導入することなどにより、民間事業者の創意と工夫がより發揮され、質の維持向上や経費の削減が見込まれる公共サービス
- ③ 契約の複数年化や事業の委託範囲の見直しにより、質の維持向上や経費の削減が見込まれる公共サービス
- ④ 入札参加資格や要件の緩和、情報開示の拡充等により、新たな民間事業者の参入が見込まれる公共サービス
- ⑤ 行政事業レビュー等において問題等を指摘されるなど、事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス

(2) 具体的な選定方針

上記方針を前提に、各事業の性質等に応じて特に以下の観点を加味した上で、選定を行うこととする。

- ・契約の複数年化や専門性の高い分野の分割・除外
- ・資格・実績要件や常駐要件の緩和
- ・情報開示の拡充
- ・公告期間や引継期間等の確保

等により、新たな民間事業者の参入や質の維持向上、経費の削減が見込まれる公共サービスを中心に選定

5. 事業選定プロセス

下表及び別図のとおりとする。なお、今後、追加・見直しの可能性がある。

対象事業等	具体的な選定プロセス
I 改善を要請し、令和7年度以降ヒアリング対象候補となった事業(38事業)	<p>「令和6年度 公共サービス改革法の対象事業の選定結果等について」(令和7年4月 22 日総務省行政管理局公共サービス改革推進室)中の「令和7年度以降のヒアリング対象候補事業一覧(改善を要請する事業)」の 38 事業について、透明性、公正性又は競争性を高めるために各府省等が講じた改善措置の実施状況等に係るフォローアップを実施する。その結果を踏まえ、特定の事業に対しヒアリングを実施する。</p> <p>ヒアリング対象事業は、以下に該当するもののうち、民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものから選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 改善措置（一般競争入札(総合評価落札方式)の導入、入札スケジュールの改善、入札参加資格、評価項目・配点等の見直し、情報開示の改善、契約年数の複数年化等）を講じていない事業 b) 一定の改善措置を講じたものの、一者応札、継続受注等の改善が見られない事業 等
II 新たな対象事業候補の抽出 (競争性等の改善が求められる事業)	<p>各府省等の選定結果等により、競争性等に問題があると思われる契約を精査・確認し、改善を要請する。</p> <p>特に民間競争入札の導入により競争性等の改善が見込まれるものについては、ヒアリングを実施する。改善を要請する事業等については、その後の改善状況等を踏まえ、必要に応じて次年度以降にヒアリングを実施する。</p>
III 民間提案	<p>法第7条第3項及び9項において、民間事業者から、法に基づく入札の対象とすべき業務等に関して意見を聴取する旨、定められている。</p> <p>同条に基づき特段の意見等があった場合は、意見等に対する関係府省等の回答について、監理委員会での審議等を踏まえてヒアリングを実施する。特に、民間事業者から提出された民間参入等の意見については十分反映する。</p>
IV その他	<p>上記以外で、法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第 25 条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービスや事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービスについては、ヒアリングを実施する。</p>

令和7年度 事業選定プロセス(案)

(別図)

